

流山市発注工事における特例監理技術者の配置要件について（お知らせ）

（※「流山市発注」には流山市上下水道局発注も含む）

1 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)について

令和2年10月の建設業法改正に伴い、監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めるもの。

2 流山市発注工事における特例監理技術者の配置の要件について

流山市発注工事における特例監理技術者の配置要件については、令和4年4月1日から当面の間、「流山市発注工事における特例監理技術者の配置要件」のとおりとします。

また現在契約中の工事についても、同様の取扱いとなります。

流山市発注工事における特例監理技術者の配置要件

- (1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。
 - ・土木工事、建築工事、建築設備工事等 1.8億円
 - ※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額以下であっても特例監理技術者の配置を認めないことができる。
- (2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。
 - ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
- (3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
 - なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、流山市発注工事以外でも可能とする

(民間工事を含む)。

(8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。

・流山市、柏市、松戸市、野田市の市内

(9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

*「流山市発注」には、流山市上下水道局発注も含む。